

軽易な自動車車庫の取扱いについて（施行令 136 条の 9）

平成 11 年 12 月 28 日

最終改正 令和 7 年 10 月 21 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

（取扱い）

防火措置の軽減については、平成 5 年 6 月 25 日に施行された建築基準法の改正により「簡易な構造の建築物の指定」（施行令 136 条の 9）がなされ、1 階建てで開放的な建築物について構造や仕上げの緩和が規定された（平成 5 年建設省告示第 1427 号）。この中で、防火地域、準防火地域内の自動車車庫について、隣地境界等から 1 m 以下の部分については、塀等を設けることとなっているが（施行令 136 条の 10 第 3 号ロ、平成 5 年建設省告示第 1434 号）、自家用の一の自動車車庫で床面積が 30 m² 以下で、ガソリン等の貯蔵がなく、平成 5 年建設省告示第 1427 号で規定する構造を満たすものについては、建築基準法施行令第 136 条の 9 第一号ハの「不燃性の物品の保管その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの」として取り扱う。

（考え方）

平成 14 年 3 月 8 日付通知（令和 4 年 3 月 11 日最終改正）「軽易な自動車車庫の取扱いについて」と同じく、床面積 30 m² 以下でガソリンの貯蔵がない開放された自家用の一の自動車車庫は、火災の危険が少ないと判断することとし、令第 136 条の 9 第一号イではなく、ハの「不燃性の物品の保管その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの」と取り扱って差し支えないものと考えることとする。

参考

◎平成 5 年建設省告示第 1427 号

建築基準法施行令第 136 条の 9 第 1 号の規定に基づき、高い開放性を有する構造の建築物又は建築物の部分を次のように定める。

- 一 壁を有しない建築物
- 二 次に掲げる基準に適合する建築物又は建築物の部分
 - イ 建築物又は建築物の部分の常時開放されている開口部の面積の合計が、
その建築物又は建築物の部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、
はね出し縁その他これらに類するものがある場合においては、その端。以下同
じ。）で囲まれた部分の水平投影面積の 6 分の 1 以上であること。
 - ロ 高さが 2.1 メートル（天井面又ははりの下端が床面から 2.1 メートル未満の高さにあ
る場合は、その高さ）以上の常時開放された開口部の幅の総和が外壁又はこれに代わ
る柱の中心線の長さの 4 分の 1 以上であること。
 - ハ 建築物又は建築物の部分の各部分から外壁の避難上有効な開口部に至る距離が 20 メー
トル以内であること。